

広島県内パートナーシップ宣誓制度実施市町の要綱等比較表

開始 順位	市町	施行日	要綱に記載されている「趣旨」	要綱での用語の定義	宣誓対象者の要件	宣誓に添付する書類	通称名	保存年限	パートナーシップ宣誓により利用可能となるサービス	受領証等 発行手数料
1	広島市	R3.1.1	この要綱は、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	・性的マイノリティ ・パートナーシップ ・宣誓	パートナーシップにある2人であり、いずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定しており、次の各号のいずれにも該当する場合に宣誓をすることができる。	(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)	・市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。	市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定により返還届が提出された場合、又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望する時は、これを廃棄することができる。	・傷病者搬送証明書の交付 ・家族介護者交流会 ・身障者などに対する軽自税の減免 ・罹災証明書の交付 ・保有個人情報開示請求 ・市営合同葬墓の使用申込 ・市営住宅の入居 ・り災証明書の交付 ・広島市犯罪被害者等見舞金 ・犯罪被害者等日常生活等支援費用助成金	無料
2	安芸高田市	R3.10.1	この要綱は、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例(平成18年安芸高田市条例第14号)に基づき、全ての人の人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える市の基本理念「人 輝く・安芸高田」の実現を目指し、パートナーシップ制度に関する宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	・性的マイノリティ ・パートナーシップ ・宣誓	(1) 双方が成年に達していること。 (2) 双方に配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)がないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していないこと。	(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (2) 当事者のいずれかがしないへの転入を予定していることを疎明する書類(市内に住所がない場合に限る)	・市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。	・市職員の特別休暇 ・市職員互助会の祝金等の給付金 ・公営住宅等の入居申し込み ・災害見舞金 ・り災証明書の交付 ・傷病者搬送証明書の交付 ・身体障害者などに対する軽自税の減免	無料	
3	三原市	R4.1.1	この要綱は、三原市人権教育・啓発推進計画の基本理念である「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現し、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現の達成を図っていくこと」を目的として、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	・パートナーシップ ・宣誓	(3) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。(養子縁組除く)	(3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明できる書類 (4) 上記のほか、市長が必要と認める書類	・通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時提出。	・市営住宅の同居要件 ・被災(り災)証明書等の申請・交付(火災に起因するものを除く) ・記念樹の贈呈 ・ファーストマイホーム応援事業補助金 ・身体障害者等に対する軽自税の減免	無料	
4	府中町	R4.4.1	この要綱は、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現に向けて、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	・パートナーシップ ・宣誓				記載なし	・町税に関する証明書の交付 ・身体障害者等に対する軽自税の減免 ・町営住宅の申込 ・介護保険被保険者証再発行 ・傷病者搬送証明書の交付 ・り災証明書の交付	再交付時のみ 300円
5	廿日市市	R4.4.1	この要綱は、人権が尊重され、市民一人ひとりが幸せに暮らすことができ、多様な性的指向及び性自認が認められるまちを実現することを目的として、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	・性的マイノリティ ・パートナーシップ ・宣誓				市長は、第9条第1項の規定により返還届が提出された日又は同条第3項の規定により受領証等が返還されたとみなした日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。	・市営住宅の入居申込 ・市営墓地(合葬墓を含む)の使用許可申請	無料
6	海田町 (要綱非公開) 後日掲載予定 広島市に準ずる	R4.10.1	～手引きより～ すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指しています。	・性的マイノリティ ・パートナーシップ ・宣誓				不明	・町営住宅の入居 ・要介護認定申請 ・介護保険被保険者証再発行	無料
7	三次市	R5.1	令和5年1月から導入(R5.11.22中国新聞掲載)							
8	東広島市	R5.4.1 (案)	この要綱は、すべての人が人権の意義や重要性について理解を深め、自己の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、多様性を認め合いながら、一人の人間として自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	・性的マイノリティ ・パートナーシップ ・宣誓	同上	同上	同上	広島市に 同じ	・り災証明書の交付 ・傷病者搬送証明書の交付 ・身体障害者等に対する軽自税の減免 ・市営住宅の入居 ・市職員の特別休暇・互助会の祝金等に関することについては、職員課検討中(R3年度時点)	無料